

返戻金制度に関する事項

雇入れ後 3 ヶ月以内に就業者が自己都合により退社した場合は、雇用者に対し次の基準により紹介手数料の一部を返還するものとする。

- (1) 雇入れ後 10 日間未満の場合、第 1 条 1 .に記載の金額の 100%
- (2) 雇入れ後 10 日間を超え 1 ヶ月未満の場合、第 1 条 1 .に記載の金額の 70%
- (3) 雇入れ後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月未満の場合、第 1 条 1 .に記載の金額の 50%

但し、求人者の都合により退社した場合は、返還は無いものとする。

J A ・ V I ブリッジ合同会社